

優良管理ごみ集積施設認定制度について

1 制度内容

家庭系ごみの分別排出状況が適正で管理状況が優良な共同住宅のごみ集積施設（家庭系ごみ専用）を「優良管理ごみ集積施設」として認定するものです。

2 対象となるごみ集積施設

- (1) 同一敷地内に設置されている当該共同住宅専用のものであること。
- (2) 継続して1年以上使用しているものであること。
- (3) 尼崎市住環境整備条例に基づく設置基準及び技術基準を満たすものであること。
(面積が住戸数×0.15㎡かつ原則1.5㎡以上、公道に面していることなど)

3 認定基準

審査項目		認定要件
1	分別排出ルールの周知状況	居住者に対し分別排出ルートを周知、啓発していること。
2	家庭系ごみの分別排出状況	排出の曜日及び時間が守られていること。
		分別が適正になされていること。
		排出方法(指定袋の使用等)が守られていること。
3	ごみ集積施設の管理状況	清潔な状態が保たれていること。
		鳥獣被害等による飛散防止のための対策を講じていること。
		不適正排出・不法投棄の防止のための対策を講じていること。
		施設の付近及び進入路への駐車及び障害物の設置がないこと。

4 審査方法

- (1) 審査項目1は、認定申請書と提出書類(周知啓発資料等)をもとに聞き取りにより審査します。(申請日から2カ月の間に原則1回審査)
- (2) 審査項目2・3は、現地調査及び聞き取りにより審査します。(申請日から2カ月の間に原則3回審査)
- (3) (1)・(2)の審査終了後、評価を行い、すべての項目が認定基準に適合した場合に認定します。
- (4) 認定基準に適合しない場合、再審査を希望するときは、後日、再審査を行います。

5 認定書及び認定適合章の交付

優良管理ごみ集積施設に認定した場合は、認定書及び認定適合章を交付します。

6 認定期間

1年間(認定日の属する年度の末日まで)

7 認定の更新

認定期間満了時に、同様の審査を行い、認定基準に適合すると認められた場合は再認定します。なお、審査を終えるまでの間は、従前の認定はなお効力を有するものとします。

8 認定住宅の公表

認定を受けた共同住宅は、本市のホームページで公表します。

以上